

政治倫理の確立のための岡山市議会議員の資産等の公開に関する条例 に基づく資産等補充報告書等の公開についてお知らせします

政治倫理確立のための岡山市議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき提出された岡山市議会議員の資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書について、6月30日から議会局総務課において閲覧を開始します。

1 閲覧開始日時

令和7年6月30日(月)8時30分

2 場 所

岡山市議会 議会局総務課(岡山市役所議会棟2階)

3 閲覧に供する報告書

- ・資産等補充報告書（＝前回報告後新たに有する資産等で、令和6年12月31日において有する資産等について、その区分ごとに価額等を補充記載）
- ・所得等報告書（＝前年分の所得に係る総所得金額等について記載）
- ・関連会社等報告書（＝令和7年4月1日において報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載）

4 その他

- ・閲覧期間 5年
- ・閲覧時間 市の休日でない日の執務時間中
- ・添付資料 資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書

5 情報解禁日

- ◆ラジオ・テレビ・インターネット
6月30日(月)8時30分解禁
- ◆新 聞
6月30日(月)夕刊解禁
7月 1日(火)朝刊解禁

【問い合わせ先】

岡山市議会 議会局総務課 黄江・中島 直通086-803-1528 内線4312